

表3●「スポーツ基本法」の骨子

1 前文	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツは、世界共通の人類の文化である。 ・スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵（かん）養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動。 ・スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利。 ・スポーツは、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たす。 ・地域におけるスポーツを推進する中から優れたスポーツ選手が育まれ、そのスポーツ選手が地域におけるスポーツの推進に寄与することは、我が国のスポーツの発展を支える好循環をもたらす。 ・スポーツ立国実現を目指し、国家戦略として、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。
2 総則（第1章）	<ul style="list-style-type: none"> ・基本理念 ・国、地方公共団体の責務 ・スポーツ団体の努力 ・国民の参加、支援の促進 ・関係者相互の連携、協働 ・法制上の措置等
3 スポーツ基本計画等（第2章）	<ul style="list-style-type: none"> ・文部科学大臣によるスポーツ基本計画の策定 ・地方公共団体による地方スポーツ推進計画の策定努力
4 基本的施策（第3章）	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ推進のための基礎的条件の整備等（指導者の養成等、スポーツ施設の整備等、学校施設の利用、スポーツ事故の防止等、スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決、スポーツに関する科学的研究の推進等、学校体育の充実、スポーツ産業の事業者との連携等、スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進、顕彰） ・多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備（地域スポーツ振興のための事業支援、「地域スポーツクラブ」支援、スポーツ行事の実施及び奨励、体育の日の行事、野外活動・スポーツ・レクリエーション活動の普及奨励） ・競技水準の向上等（優秀なスポーツ選手の育成等、国民体育大会・全国障害者スポーツ大会、国際競技大会の招致・開催の支援等、企業・大学等によるスポーツへの支援、ドーピング防止活動の推進）
5 スポーツの推進に係る体制の整備（第4章）	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ推進会議 ・地方自治体のスポーツ推進審議会等 ・スポーツ推進委員
6 国の補助等（第5章）	
7 附則	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツに関する施策を総合的に推進するための行政組織の在り方の検討 —スポーツ庁及びスポーツに関する審議会等の設置等

示す通りであるが、スポーツ基本法が示す我が国の21世紀におけるスポーツプロモーションの在り方にとて重要な特徴をまとめると、以下のようなだろう。

①前文において、「スポーツは、世界共通の人類の文化である」とし、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利」であるとしたこと。

②同じく前文において、スポーツが「我が国の国際的地位の向上に極めて重要な役

割を果たす」としたこと。

③国・地方公共団体の責務を規定すると同時に、スポーツ団体の努力による主体的なガバナンスを要求していること。

④従来のスポーツ振興という用語を用いず、スポーツ推進という用語に統一することで、たとえば体育指導委員をスポーツ推進委員に名称変更するなど、スポーツプロモーションの概念を全体的に強調したこと。

⑤国、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体のみならず民間事業者を含めた幅広い関係者相互の連携および協働に向けた努力を求めていること。

⑥国は優秀なスポーツ選手や指導者等に対し、生涯にわたってその能力を幅広く活用するための支援や環境整備の促進、その他の必要な措置を講ずることとしたこと。

⑦附則において、スポーツに関する施策を総合的に推進するための行政組織の在り方について検討するとし、政府の行政改革の基本方針との整合性を配慮しつつスポーツ庁の設置に初めて言及したこと。

以上のような特徴からみると、スポーツ基本法の内容は、前述したスポーツ立国戦略との関係から構成され、特に、文化、権利、地位、推進、連携・協働（ガバナンス）、活用、スポーツ庁などが主なキーワードとなってスポーツプロモーションが展開されていくことを示していると理解されよう。

しかしながら、その内容をさらに検討していくと、たとえば前文において、一方では「スポーツは、世界共通の人類の文化である」「すべての国民がその自発性の下に」としながら、他方では「スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動」とするなど、スポーツに対するとらえ方には明らかな矛盾もみられる。

5) スポーツ基本計画の策定とその特徴

先のスポーツ基本法を受けて、2012年3月にはスポーツ基本計画が策定された。その骨子は、表4に示した通りであるが、策定期間は10

年間程度を見通した平成24（2012）年度から概ね5年間としている。主な特徴としては、以下の内容が挙げられる。

- ① 基本計画が目指すべき具体的な社会の姿を示したこと。
- ② 今後10年内に子どもの体力を1985（昭和60）年頃の水準を上回ることができるよう、今後5年間に体力の向上傾向を維持し、確実なものとする目標を示したこと。
- ③ 成人の週1回以上のスポーツ実施率が3人に2人（65%程度）、週3回以上のスポーツ実施率が3人に1人（30%）となる目標を掲げ、先のスポーツ振興基本計画における週1回以上50%の目標を上回る数値目標を設定したこと。
- ④ 国際競技力の向上において、オリンピック競技大会の金メダル獲得ランキングが夏季大会で5位以上、冬季大会で10位以上、パラリンピック競技大会では同じく直近の大会を上回るランキングとしたこと。
- ⑤ スポーツ界における好循環の創出に向けて、地域の拠点クラブにトップスポーツの優れた指導者を配置し、巡回指導をさせるなど連携・協働の推進を示したこと。

以上のような特徴から、スポーツ基本計画では、これまでのスポーツ振興基本計画に比べ総じて目標の水準が高く、さらに具体的になっていることが理解されよう。とくに国際競技力の向上目標では、金メダルの獲得率を指標とするランキングを設定したことが大きな変化として受けとめられよう。

6) スポーツ宣言日本（日本体育協会・日本オリンピック委員会）が目指すもの

さて、これまで述べてきたスポーツ基本法が国や政府といった、いわば官の立場からのスポーツプロモーションを方向づけるものだとすれば、日本体育協会や日本オリンピック委員会といったスポーツ統括団体は、いわば民の立場からそれを方向づけてきた経緯がある。たとえば日本体育協会は、国のスポーツ振興基本計画に

表4●「スポーツ基本計画」の骨子

1	スポーツをめぐる現状と今後の課題
1)	<u>背景と展望—目指すべき具体的な社会の姿</u>
	①青少年が健全に育ち、他者との協同や公正さと規律を重んじる社会
	②健康で活力に満ちた長寿社会
	③地域の人々の主体的な協働により、深い絆で結ばれた一体感や活力がある地域社会
	④国民が自國に誇りを持ち、経済的に発展し、活力のある社会
	⑤平和と友好に貢献し、国際的に信頼され、尊敬される社会
2)	スポーツ基本計画の策定
	<u>10年間程度を見通した平成24年度からの概ね5年間</u>
2	今後10年間を見通したスポーツ推進の基本方針
	→※以下、「今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策」の各項目と重複
3	今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策
1)	学校と地域における子どものスポーツ機会の充実
	・今後10年内に子どもの体力が <u>1985（昭和60）年頃の水準を上回ることができるよう、今後5年間に体力の向上傾向が維持され、確実なものとなることを目標</u>
2)	若者のスポーツ参加機会の拡充や高齢者の体力づくり支援等のライフステージに応じたスポーツ活動の推進
	・成人の週1回以上のスポーツ実施率が3人に2人（65%程度）、週3回以上のスポーツ実施率が3人に1人（30%）となることを目標
	・成人のスポーツ未実施者の数がゼロに近づくことを目標
3)	住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備
	・総合型地域スポーツクラブの育成やスポーツ指導者・スポーツ施設の充実等
4)	国際競技力の向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備
	・夏季、冬季オリンピック競技大会それぞれにおける過去最多を超えるメダル数の獲得、及び世界選手権大会を加えて過去最多を超える入賞者数の実現
	・オリンピック競技大会の金メダル獲得ランキングが、夏季大会では5位以上、冬季大会では10位以上をそれぞれ目標
	・パラリンピック競技大会の金メダル獲得ランキングが、直近の大会（夏季大会17位/2008北京、冬季大会8位/2010バンクーバー）以上をそれぞれ目標
5)	オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会等の招致・開催を通じた国際交流・貢献の推進
6)	ドーピング防止やスポーツ仲裁等の推進によるスポーツ界の透明性、公平・公正性の向上
7)	スポーツ界における好循環の創出に向けたトップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働の推進
	・拠点クラブに優れた指導者を配置し、周辺クラブへの巡回指導等を実施
4	施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な事項
1)	国民の理解と参加の促進、2) 関係者の連携・協働による計画的・一体的推進、3) 財源の確保と効率的・効果的な活用、4) 計画の進捗状況の検証と計画の見直し

おける生涯スポーツの振興を主に焦点化する形で、2001（平成13）年1月に21世紀の国民スポーツ振興方策を策定し、2008（平成20）年3月にはその改定版である同名の『スポーツ振興2008』を著した。また、日本オリンピック委員会は、同じく国際競技力向上施策を主に焦点化する形で、2001（平成13）年5月にJOCゴールドプランを策定し、ナショナル・トレーニングセンターを拠点としながら重点強化施策等を展開している。

そして両統括団体は、その前身である大日本体育協会が1911（明治44）年に創立されてから100年目にあたる2011（平成23）年7月にその創